

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正に係る意見交換会

日時 令和7年7月15日（火） 午後5時45分から

場所 厚木市役所 第二庁舎16階 会議室

担当 環境農政部 生活環境課

目次

- 1 条例改正の趣旨
- 2 路上喫煙禁止区域内の喫煙行為に対する現状と課題
- 3 路上喫煙禁止区域における対策
- 4 市民アンケート結果
- 5 過料の規定について
- 6 条例改正スケジュール

【参考】

- 7 県内市町村における条例の制定状況と罰則の規定状況
- 8 県内市町村における路上喫煙の規制等、たばこ関連条例の制定状況一覧
- 9 本厚木駅周辺の指定喫煙場所及び吸い殻の状況
- 10 路上喫煙禁止区域の見直し（案）

1 条例改正の趣旨

「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」は平成15年7月1日に制定し、歩行喫煙の自粛やポイ捨てるの禁止について、市民や市内事業所等のボランティアに協力をいただき啓発活動を行っております。

その後、道路等の公共的空間における喫煙に対し、市民の皆様から路上喫煙に対する規制を求める多くの御意見を受けたことから、安全で快適な歩行空間の確保することを目的に、平成22年4月1日から本厚木駅及び愛甲石田駅の周辺の一部を路上喫煙禁止区域に定め、路上喫煙を防止するための対策を講じてきました。

以後、地道な周知・啓発活動によるマナーの向上とまちの美化の推進、また、市民の皆様や本市にお越しいただく方々の御理解と御協力により、路上喫煙禁止区域内の喫煙者は大きく減少しました。

しかし、**現行条例においては、路上喫煙禁止区域内の喫煙行為は禁止行為であるものの、違反者に対して「指導することができる」と規定するのみで「罰則」がないことから、一部の方々について依然として散見される路上喫煙等の迷惑行為に対する規制には限界があります。**

このようなことから、**違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、「過料」を設けるなど、本条例の一部改正を行うものです。**

2 路上喫煙禁止区域内の喫煙行為に対する現状と課題

現行条例においては、吸い殻を含めたポイ捨て行為に対する「罰則」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の罰則が刑事罰（懲役又は罰金）を科していることに鑑み「罰金に処する」と規定しておりますが、路上喫煙禁止区域内の喫煙者に対しては「罰則」ではなく「指導することができる」との規定を設けるにとどまっており、現状においては、一部の方々による路上喫煙等の迷惑行為に対する対策には限界があります。

現行条例で規定する禁止行為・処分・罰則内容

禁止行為	指導	勧告	命令	公表	罰則
第6条 ポイ捨ての禁止			○		罰金 20,000円
第9条 回収容器の設置及び管理		○	○	○	罰金 50,000円
第10条 落書きの禁止					罰金 50,000円
第12条 動物のふんの放置禁止			○	○	
第13条 道具等の携行義務			○	○	
第14条 放し飼いの禁止			○	○	
第16条 喫煙の禁止等	○				

3 路上喫煙禁止区域における対策

(1) 各種啓発活動

各地区自治会連絡協議会会長の推薦に基づき市長が委嘱する「環境保全指導員」の方々により、本厚木駅及び愛甲石田駅周辺の路上喫煙禁止区域における「路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン」を毎年度6回実施しております。

また、市職員を「路上喫煙防止指導員」に任命し、「路上喫煙パトロール」を月1回程度実施しております。



3 路上喫煙禁止区域における対策

(2) 歩行喫煙者の定点計測

定期的に本厚木駅周辺の路上喫煙禁止区域内で路上喫煙に関する調査を実施、市HPで公表しております。

(単位：人)

年度	歩行者	うち喫煙者	喫煙率	1万人当たり喫煙者
令和元年度	43,352	12	0.028%	2.8
令和2年度	46,084	16	0.035%	3.5
令和3年度	60,404	25	0.041%	4.1
令和4年度	67,252	35	0.052%	5.2
令和5年度	81,242	32	0.039%	3.9
令和6年度	66,348	69	0.104%	10.4

調査月	9月、12月、3月
調査箇所	あつぎ大通り（三井住友銀行付近） 厚木一番街（トキワヤ第3ビル付近） 本厚木駅北口（タクシーロータリー付近） 本厚木駅南口（小田急厚木ホテル前）
調査時間	いずれも、 朝7：30～8：30、夕16：30～17：30

※ 上記件数は、右記の調査事項を集計したもの

4 市民アンケート結果

令和7年2月に無作為アンケート（有効回答1,358件）を実施した結果、路上喫煙禁止区域における喫煙禁止に関する回答は次の表のとおりであり、「客引き行為者が路上喫煙をしていることを見たことがある割合が約65%」、「路上喫煙禁止区域の喫煙者に対してペナルティーを求める割合が約90%」となっています。

この結果は、市民の多くが客引き行為者を含めた路上喫煙禁止区域内の喫煙行為に対して、「条例で規制する必要がある」と認識していることが分かります。

本厚木駅周辺で居酒屋、カラオケ、ガールズバー等の客引き行為者が喫煙していることを見たことがありますか。	「よく見かける」・ 「たまに見かけるがある」	「見たことがない」
	876件（約64.5%）	179件（約13.2%）
路上喫煙禁止区域の喫煙者に対して、何らかのペナルティーがあった方がいいと思いますか。	「ある方がいい」・ 「どちらかというところがある方がいい」	「どちらかというところない方がいい」・ 「ない方がいい」
	1,221件（約89.9%）	57件（約4.2%）

5 過料の規定について

(1) 過料の必要性

禁止行為である路上喫煙禁止区域内の喫煙行為に対して「**過料**」を設けて規制することにより、**条例の実効性をかなりの程度確保することが見込まれます**。そして、この規定が有効に機能することで、最終的には、条例で掲げる目標である「市、市民等及び事業者が一体となって守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現」を図ることにつながり、市民がより一層安全で快適に暮らせる生活環境づくりの整備に寄与することができます。

(2) 一部改正で設ける罰則規定

違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、指導等に従わない者は「**刑罰である罰金**」ではなく「**行政罰である過料**」に処す規定を設けるとともに、関連する事項について整備を行います。

(3) 路上喫煙防止指導員

条例の実効性確保の手段としての「過料」を有効に機能させるためには、毎日、路上喫煙等を現場で取り締まる路上喫煙防止指導員の体制強化が必要となります。

なお、この指導員は会計年度任用職員の任命等で必要な人員を確保することとなりますが、客引き行為等防止指導員との連携について、関係各課及び団体等と十分な調整を図ってまいります。

6 条例改正スケジュール

時期	内容
令和7年2月	市民アンケート調査（市民参加手続）
令和7年7月	意見交換会の開催（市民参加手続）
令和7年9月	パブリックコメントの実施（市民参加手続）
令和7年12月	市議会12月定例会に条例一部改正案を提出
令和8年1～3月	条例施行準備（周知等）
令和8年4月1日	条例施行 ※ ただし罰則適用は、半年から1年後を予定

7 県内市町村における条例の制定状況と罰則の規定状況

17市町が「路上喫煙を禁止する条例」を制定しております。また、この17市町のうち、11市町が罰則規定を置いており、このうち、「罰金（★1）」を科しているのが5市町（藤沢市、平塚市、小田原市、座間市、大磯町）で、すべて間接罰方式（※1）です。

一方、「過料（★2）」を科しているのが6市で、このうち直罰方式（※2）が3市（横浜市、川崎市、大和市）、間接罰方式（※1）が3市（相模原市、鎌倉市、海老名市）です。

★1 罰金	刑法で定められた刑を科す刑罰（例：懲役、罰金、科料）で、裁判所の裁判をもって刑が科される。金銭的制裁の場合は、反社会性の強い義務違反が対象。
★2 過料	刑法で定められていない制裁を科す行政罰（例：過料）で、裁判所を介さず地方公共団体の長限りで科することができる。金銭的制裁の場合は、形式的又は軽微な義務違反が対象。
※1 間接罰方式	路上喫煙等があった場合に市区町村長が中止等の指導、命令等を行い、この指導、命令等に従わない者に罰則を科すもの。
※2 直罰方式	路上喫煙等に対して直ちに罰則を科すもの。

8 県内市町村における路上喫煙の規制等、たばこ関連条例の制定状況一覧

直罰
 間接罰

自治体名	名称	施行 (改正施行)	罰則の規定状況				
			指導	勧告	命令	区分	金額
横浜市	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例	(H19.9.1)	×	×	×	過料	¥2,000
川崎市	川崎市路上喫煙の防止に関する条例	H18.4.1	×	×	×	過料	¥2,000
相模原市	相模原市路上喫煙の防止に関する条例	(R3.4.1)	○	×	○	過料	¥2,000
藤沢市	藤沢市きれいで住みよい環境づくり条例	H19.7.20	×	○	○	罰金	¥20,000
平塚市	平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例	H18.10.1	×	○	○	罰金	¥20,000
鎌倉市	鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例	H21.4.1	○	×	○	過料	¥2,000
小田原市	小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例	(H21.7.1)	×	○	○	罰金	¥20,000
厚木市	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例	(H22.4.1)	○	×	×	×	×
大和市	大和市路上喫煙の防止に関する条例	(R3.4.1)	×	×	×	過料	¥2,000
海老名市	海老名市路上喫煙の防止及び美化推進に関する条例	R1.5.31	×	○	○	過料	¥20,000
座間市	座間市環境美化条例	H31.4.1	○	○	○	罰金	¥20,000
大磯町	大磯町美しいまちづくり条例	H24.4.1	○	○	○	罰金	¥20,000

9 本厚木駅周辺の指定喫煙場所及び吸い殻の状況

厚木サンパーク（厚木
バスセンター2階）



本厚木駅南口（ロータ
リー内）



元コンビニ（厚木一番
街）の前

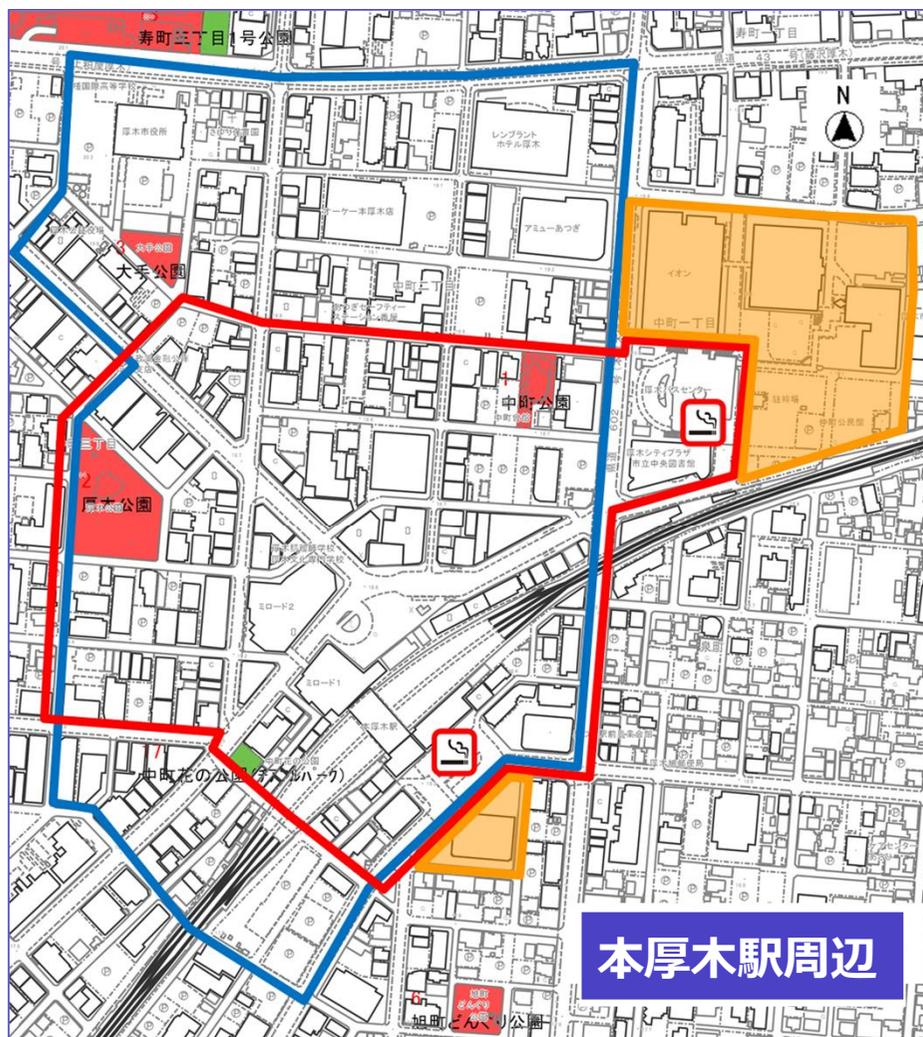


コンビニ（中町2丁目）
横



10 路上喫煙禁止区域の見直し（案）

※（案）であり、決定事項ではありません。



路上喫煙禁止区域 は

- (1) 客引き行為等防止特定地区 に拡大する。
- (2) さらに、市街地再開発に合わせて、順次、区域を拡大する。

 指定喫煙場所

